

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言(期間延長)に伴う感染予防対策について

1. 対象地域： 東京都, 愛知県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 福岡県, 北海道, 岡山県, 広島県
2. 緊急事態措置の実施期間： 令和3年6月20日(日)まで

新型コロナウイルス感染症につきましては、都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しております、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じています。

政府は、令和3年4月23日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、対象地域について、緊急事態措置を実施すべき期間が令和3年6月20日(日)まで延長されました。

鹿児島県においても警戒基準ステージIII(感染者急増)とし感染拡大警報(令和3年6月6日まで)が発令されています。

町民の皆様には、県外との不要不急の往来自粛をお願いします。また、県外の感染拡大地域の皆様におかれましては、不要不急の来県自粛をお願いします。

感染リスクを低減させる行動として、3密を避ける、人と人との距離の確保、会食は普段いる人と少人数、短時間で開催するなど基本的な感染防止対策にご協力をお願いします。

移動する場合は、移動先の自治体のホームページ等で最新の感染状況を確認していただくようお願いします。

南種子町長 小園 裕康